

# 所得税確定申告と市県民税申告のお知らせ

申告期間はどちらも2月16日（金）～3月15日（木）です

## ■ 所得税の確定申告が必要な人

平成29年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人は所得税の確定申告が必要です。

### 《給与所得がある場合》

- 給与の収入額が2千万円を超える人
- 主たる給与以外の給与収入と、その他の所得の合計額が20万円を超える人
- 年末調整をされていない人など



### 《給与所得がない場合》

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- ※所得の合計額とは、営業・農業・不動産・譲渡などの合計額です。
- ※所得控除には、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・扶養控除などがあり、その人の所得から差し引くこと（控除）ができます。
- ※なお、確定申告が不要となった人は、市県民税申告書を提出してください。市県民税申告書は税務課、各振興事務所、また、申告期間中は各申告会場にあります。

## ■ 市県民税申告が必要な人

平成30年1月1日現在、郡上市に住所がある人で、次に該当する人は、申告することをお忘れにならないようご注意ください。ただし、所得税の確定申告をされる人は、申告の必要はありません。

- 国民健康保険に加入されている人（平成29年中に所得が全く無かった人も含みます）
- 平成29年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人
  - ▶ 営業・農業・不動産・譲渡などの所得があった人
  - ▶ 給与（日雇い・パートなどを含む）所得者で、次の①②いずれかに該当する人
- ①勤務先から、市に給与支払報告書が提出されていない人（金額に関わらず全ての給与が申告の対象です）
- ②給与所得以外に所得がある人（所得税の確定申告をされた人を除きます）
- 市県民税申告書は2月の初めに郵送します。申告に必要な書類等は、事前に準備し、大切に保管しておいてください。
- 次の人には、市県民税申告書は送付されません。
  - ▶ 平成30年1月1日現在で19歳未満の人
  - ▶ 平成29年度に市・県民税の申告をしたが、給与及び公的年金のみの人で源泉徴収票の内容に相違ない人
  - ▶ 平成28年分の確定申告をされた人
- 市県民税申告が必要な人は、申告書表面・裏面ともご記入の上、記名、押印をして申告してください。
- 申告には、マイナンバーカードまたは通知カードが必要です。

公的年金等の収入金額が400万円以下の人で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要となっていますが、控除の追加・変更等がある場合は市県民税の申告が必要です。

申告の時期が来ると「私の場合はどんな申告をしたらいいのだろうか?」と疑問に思っている人は、きっとあなただけではありません。そんな声にお応えして、あなたに必要な申告がわかるフローチャートを作成しましたので、次ページを参考にしてください。



問 総務部税務課 市民税係 ☎ 67-1837